

令和5年度

学校いじめ防止基本方針

坂東市立猿島中学校

目 次

はじめに

1	いじめの定義	1
2	いじめ防止等の基本理念	1
3	いじめ防止に向き合う教師の姿	1
4	未然防止のための取り組み	2
	(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくり	
	(2) 生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動の推進	
	(3) 教育相談と個別面談の積極的活用	
	(4) 各種行事等における人権意識の涵養	
5	早期発見のための取り組み	3
	(1) 学級担任等の取り組み	
	(2) 生徒指導担当教員の取り組み	
6	関係機関との連携	3
	○ 具体的な対応	
7	いじめ防止対策委員会の設置	4
	(1) 猿島中学校いじめ防止対策委員会の構成	
	(2) いじめ防止対策委員会の役割	
	(3) いじめ防止対策委員会（兼校内生徒指導部会）開催日	
8	いじめ事案への対応	4
	(1) 実態の把握	
	(2) 緊急対策会議の開催	
	(3) 被害生徒への指導	
	(4) 加害生徒への指導	

- (5) 周りの生徒への指導
- (6) 教育委員会への報告
- (7) 再発防止のための見守り体制の充実

9 重大事案への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

- (1) 発生報告
- (2) 実態把握
- (3) 被害者保護
- (4) 加害者対応
- (5) 調査結果報告
- (6) 解消と再発防止

10 いじめ防止基本方針及びいじめ防止対策委員会の見直し・・・・・・・・ 6

いじめ防止対策委員会組織図・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

いじめ重大事態発生時のフロー図・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

いじめ防止のための取り組みに関する年間計画・・・・・・・・ 9

坂東市立猿島中学校 いじめ防止基本方針

本校の生徒が、楽しく心豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるために、「いじめ防止対策推進法」第13条の規定に基づき、いじめ防止のための対策を、総合的かつ効果的に推進するために、「坂東市立猿島中学校 いじめ防止基本方針」を策定します。

1 いじめの定義【いじめ防止対策推進法第2条より】

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校では、いじめを訴えてきた生徒の立場に立ち、その訴えを真摯に受け止め、すべての生徒を守ることを基本方針とし、事実に基づいて対応にあたる。

2 いじめ防止等の基本理念【いじめ防止対策推進法第3条より】

- (1) いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- (2) いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- (3) いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

3 いじめ防止に向き合う教師の姿

- (1) 生徒に寄り添い、一緒に活動する教師。
- (2) 生徒の変化を敏感に感じ取り、関わる教師。
- (3) 常に生徒の身になって考えようとする教師。

(4) 生徒の努力を認め、励ましの言葉をかける教師。

(5) 日頃から人権を尊重した言葉遣いに心がける教師。

4 未然防止のための取り組み

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくり

- ① 定期的な教育相談や実態調査を実施する。
- ② ピア・サポート活動を中心にした互いに支え合う主体的な活動を実践する。

(2) 生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動の推進

- ① 一人一人が活躍できる学習活動を工夫する。
- ② 授業では言語活動を効果的に取り入れ、生徒同士のコミュニケーション能力を高める。
- ③ 他者との関わり方を身に付けるための活動を行う。
(構成的グループエンカウンターやソーシャルスキルトレーニング)
- ④ すべての学校教育活動の中で、生徒が主体的に行動する場面や役割を設定する。
- ⑤ 体験活動やボランティア活動を通して、他者の気持ちを共感的に理解できるようにする。

(3) 教育相談と個別面談の積極的活用

教職員は、日頃から生徒と接する機会を多くもち、生徒が気軽に相談できるような信頼関係を構築する。また、定期的に行う生徒との個別面談の際に、生徒がいじめの被害を受けていないか等を確認する。特に、インターネットを通じて行われるいじめは発見することが困難なため、生徒から定期的に情報を収集し実態把握に努める。

(4) 各種行事等における人権意識の涵養

- ① 体育祭
- ② いじめストップ！絆づくりプロジェクトに係る児童生徒リーダー研修（小学校との連携）
- ③ 修学旅行（3年生）
- ④ 合唱コンクール
- ⑤ 人権集会、いじめストップ絆づくりフォーラム
- ⑥ 校外学習（2年生）
- ⑦ スキー宿泊学習（1年生）

5 早期発見のための取り組み

(1) 学級担任等の取り組み

① 日々の観察

「いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである」という基本認識に立ち、全教職員が生徒の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行う。小さな変化を発見するためには、生徒との信頼関係を構築することが大切である。

② 情報の共有

生徒の様子に変化がある場合には、学年の複数の教職員で情報を共有し、多くの目で生徒を見守る。必要に応じて、保護者への連絡を行う。

③ 生徒、保護者との信頼関係構築

担任と生徒、保護者が日頃から連絡を密にすることで、信頼関係が構築できる。必要に応じて、個別面談や家庭訪問等を実施する。

④ 教育相談、実態調査の実施

定期的な教育相談や実態調査を実施し、悩みや不安の解消に努める。

(2) 生徒指導担当教員の取り組み

① アンケートの実施

毎月実施する生活に関するアンケート調査により、生徒の悩みや不安、人間関係等を把握し、いじめゼロの学校づくりを目指す。

② 職員間、関係機関との連絡調整

対応にあたる教職員に対し、必要に応じて指導、助言を行う。また、関係機関との連携に際して連絡調整を行う。

6 関係機関との連携

必要に応じて、教育委員会、警察、児童相談所等の関係機関と連携を図り、学校が安心、安全な場となるようにする。

○ 具体的な対応

① インターネットを利用する際の注意点など、情報モラル教育を積極的に進めるために、茨城県メディア教育指導員をはじめとする関係機関との連携を進める。

② 犯罪行為などが認められる時には、スクールサポーターや警察等と連携して対応する。

③ 学校の指導だけでは困難が伴う場合には、積極的に関係機関と連携する。

7 いじめ防止対策委員会の設置

(1) 猿島中学校いじめ防止対策委員会の構成

委員会の構成は、校長、教頭、生徒指導主事、不登校児童生徒支援教員、各学年生徒指導担当、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラーとする。

(2) いじめ防止対策委員会の役割

- ① 本校におけるいじめ防止の取り組みに関することや、相談内容の把握、生徒及び保護者へのいじめ防止に向けた啓発を行う。
- ② いじめ被害の相談があった場合には、当該担任も対策委員会に加わり、事実関係の把握、関係生徒及び保護者への対応等について協議する。なお、いじめに関する情報については、生徒の個人情報の取扱いに注意しながら、本校の教職員で共有する。
- ③ 本校のいじめ対策に関する取り組みについて検証し、必要に応じて改善する。

(3) いじめ防止対策委員会（兼校内生徒指導部会）開催日 ： 毎月第1木曜日4校時

8 いじめ事案への対応

(1) 実態の把握

- ① 誰が誰をいじめているのか？
- ② いつ、どこで起こったのか？
- ③ どんな内容のいじめか？どんな被害を受けたのか？
- ④ いじめのきっかけは何か？
- ⑤ いつ頃から、どのくらい続いているのか？

(2) 緊急対策会議の開催

緊急対策会議の構成は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、不登校児童生徒支援教員、関係学年職員とし、必要に応じて、特別支援教育コーディネーター、人権教育主任、養護教諭、スクールカウンセラー、他教職員を加える。

(3) 被害生徒への指導

- ① 生徒に対して
 - ・事実確認とともに、つらい気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る
 - ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ることを伝える。
 - ・必ず解決できる希望が持てることを伝える。
 - ・自身を持たせる言葉かけをし、自尊感情を高める。
 - ・スクールカウンセラーや養護教諭との連携を図る。

② 保護者に対して

- ・発見したその日のうちに家庭訪問し、事実関係を直接伝える。
- ・今後の対応について協議する。
- ・保護者の気持ちに寄り添いながら共感的理解に努める。
- ・解決に向かって学校全体で解決に向けて取り組むことを伝える。

(4) 加害生徒への指導

① 生徒に対して

- ・いじめた気持ちや状況等を十分に聞き、生徒の背景にも目を向け指導する。
- ・心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導を行うとともに、いじめは人として決して許されない行為であることを強く自覚させることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

② 保護者に対して

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。

(5) 周りの生徒への指導

- ・見て見ぬふりをする行為もいじめているのと同様であることを指摘する。
- ・学校全体、学級全体の問題と捉え、傍観者から仲裁者への転換を促す。
- ・いじめを訴えることや知らせることは、勇気ある行動であることを指導する。

(6) 教育委員会への報告

(7) 再発防止のための見守り体制の充実

9 重大事態への対処

- 一 生徒がいじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 生徒がいじめにより、相当の期間（30日）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。次の対処を行う。

(1) 発生報告

重大事態が発生した旨を、市教育委員会へ報告する。

(2) 実態把握

当該事案に対応する調査を実施し、事実関係を速やかに把握する。

(3) 被害者保護

いじめの被害を受けた生徒の生命又は身体の安全を確保するとともに、情報を提供した生徒を守るための措置を講ずる。

(4) 加害者対応

いじめの加害生徒に対しては、毅然とした対応でいじめをやめさせるとともに、しっかりと寄り添い、いじめを繰り返さないよう指導、支援する。

(5) 調査結果報告

調査結果については、市教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた生徒と保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を積極的にかつ適時、適切な方法で提供する。

(6) 解消と再発防止

いじめの被害を受けた生徒に対しては、継続的な心のケア等、落ち着いた学校生活を送ることができるための支援や、学びの保障を行う。

加害生徒に対しては、適切な指導を行うとともに継続的に見守り、再発の防止に努める。

10 いじめ防止基本方針及びいじめ防止対策委員会の見直し

- ・学校評価においては、毎年ごとの取組について、生徒、保護者からのアンケート調査、教職員による評価を行い、その結果を公表し、次年度の取組の改善に生かす。
- ・この基本方針は、本校の状況に応じて、猿島中学校いじめ問題対策委員会において点検及び見直し、適切に改訂を行う。

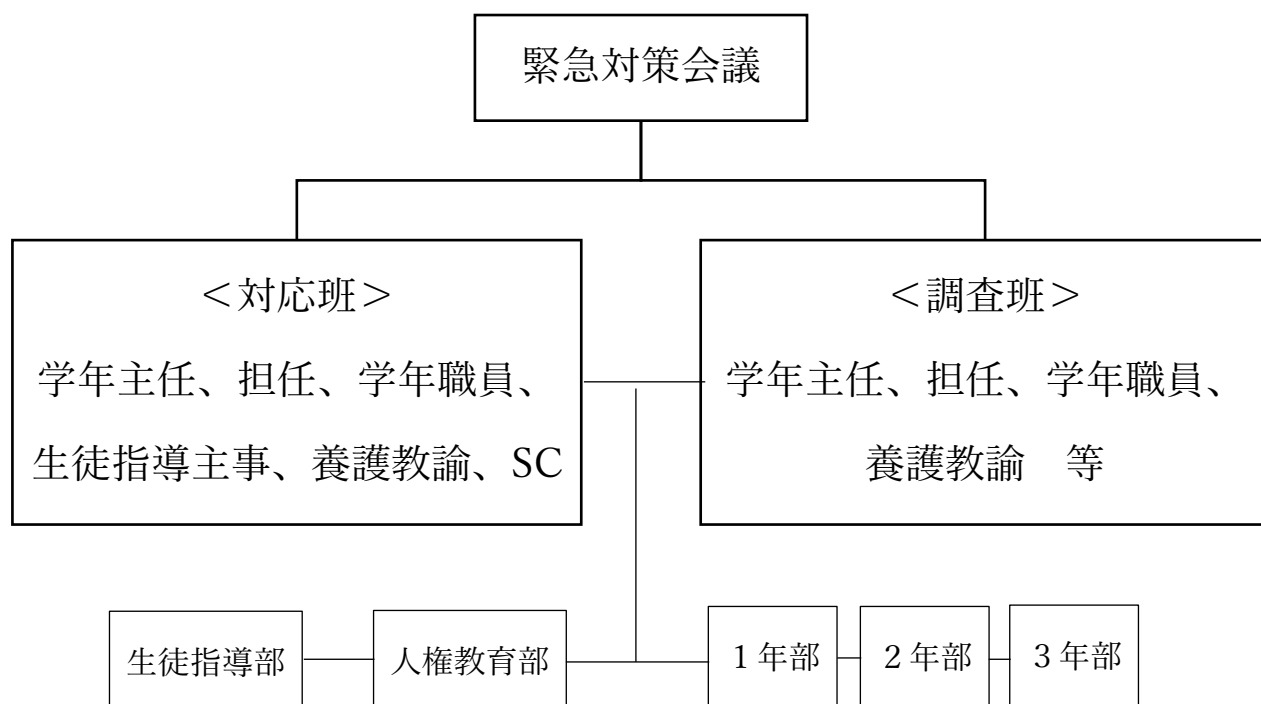
いじめ防止対策委員会組織図

【構成員】

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、不登校児童生徒支援教員、関係学年職員

(必要に応じて) 特別支援教育コーディネーター、人権教育主任、養護教諭、スクールカウンセラー (SC)、他教職員

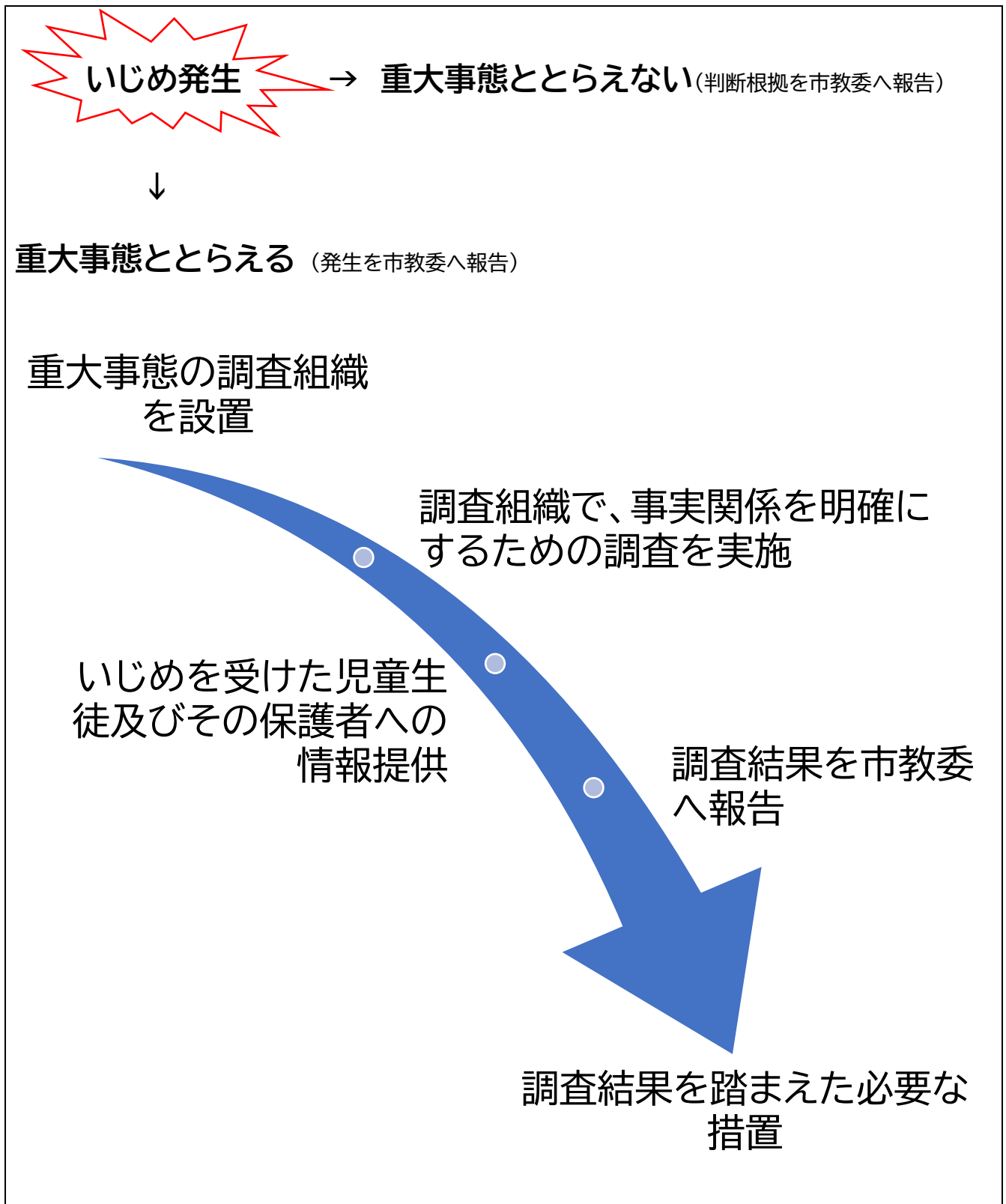
〈いじめ発生時〉



坂東市教育委員会 坂東市家庭教育相談員 民生委員・主任児童員

坂東市要保護生徒対策地域協議会 筑西児童相談所 境警察署生活安全課

いじめ重大事態発生時のフロー図



猿島中学校 いじめ防止のための取り組みに関する年間計画

月	全体	未然防止の取り組み	早期発見の取り組み	保護者・地域への周知
4	○「猿島中学校いじめ防止基本方針」の内容確認	○ピア・サポート活動 ○学級開き、学年開き ○SC勤務日の周知	○学校生活アンケート ○教育委員会への報告 ○身体測定	○授業参観 ○学年懇談等における「猿島中学校いじめ防止基本方針」の周知
5		○ピア・サポート活動 ○体育祭	○学校生活アンケート ○教育委員会への報告 ○二者面談	
6		○ピア・サポート活動	○学校生活アンケート ○教育委員会への報告 ○二者面談	
7	○学校評価	○ピア・サポート活動 ○ケータイ・スマホ教室	○学校生活アンケート ○教育委員会への報告 ○三者面談	○学校評議員会
8		○いじめストップ！絆づくりプロジェクトに係る児童生徒リーダー研修		
9		○ピア・サポート活動 ○修学旅行(3年生)	○学校生活アンケート ○教育委員会への報告	
10		○ピア・サポート活動 ○合唱コンクール	○学校生活アンケート ○教育委員会への報告 ○二者面談	
11		○ピア・サポート活動 ○人権集会、いじめストップ絆づくりフォーラム ○小中連携あいさつ運動 ○校外学習(2年生)	○学校生活アンケート ○三者面談	○学校公開 ○学校評議員会
12	○学校評価	○ピア・サポート活動	○学校生活アンケート ○教育委員会への報告 ○二者面談	○次年度入学1年生保護者に対する「猿島中学校いじめ防止基本方針」の周知
1		○ピア・サポート活動	○学校生活アンケート ○教育委員会への報告 ○三者面談(3年生)	
2		○ピア・サポート活動 ○スキー宿泊学習(1年生)	○学校生活アンケート ○教育委員会への報告 ○二者面談	○授業参観 ○学校評議員会
3	○学校評価 「猿島中学校いじめ防止基本方針」の見直し	○ピア・サポート活動	○学校生活アンケート ○教育委員会への報告 ○二者面談	
通年	○いじめ対策委員会(週1回) ○いじめに関する情報収集	○分かる授業の実施 ○考え、議論する特別の教科「道徳」の実施 ○体験活動の充実 ○集会における校長講話	○毎朝の健康観察 ○SCによる相談 ○心の教室相談員による相談 ○SSWIによる相談 ○訪問型家庭教育支援員による家庭訪問	○PTA本部役員会、運営委員会